

アメリカ合衆国の民事訴訟手続の概要

◎訴状 (complaint) の裁判所への提出; 裁判所による呼出状 (summons) の発行

◎訴状・呼出状の被告への送達 (service) (又は呼出状送達の省略 [=免除] の要請の郵送)

- ・20日(60日)以内に答弁書 (answer) 又は訴えの却下を求める申立てがなされないとき→欠席判決 (judgment by default) の申立て
- ・訴えの却下を求める申立て (事物・対人管轄権の欠如; 裁判地の不適正; 訴状・呼出状の不適切; 送達の不適切; 救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと (motion to dismiss for failure to state a claim upon which relief can be granted; demurrer)) →訴えの却下
- ・答弁書の原告への送達, 裁判所への提出→事実 (および法律) 問題について争う。

◎開示手続 (depositions (証言録取書); written interrogatories (質問書); production of documents or things or permission to enter upon land or other property; physical and mental examinations; requests for admission (自白の要求))

- ・略式判決 (summary judgment) の申立て——there is no genuine issue as to any material fact の場合に認められる。

◎事実審理前会議 (pretrial conference)

◎事実審理 (trial) (陪審が用いられる場合)

陪審の編成

冒頭陳述 (opening statement)

証拠調

原告の主たる証明 (case in chief)

原告側証人①直接尋問 (direct examination) →反対尋問 (cross examination) →再直接尋問→再反対尋問

原告側証人②……………

- ・法律上当然の判決 (judgment as a matter of law); 指図評決 (directed verdict); 訴えの却下 (nonsuit; involuntary dismissal) を求める申立て

被告の主たる証明 (case in chief)

原告の反証 (rebuttal)

被告の反証 (rebuttal)

最終弁論 (closing argument)

原告→被告→原告

陪審に対する説示 (charge; instruction)

陪審の評議 (deliberation)

評決 (verdict) ——general verdict / special verdict

◎判決の登録 (entry of judgment)

- ・法律上当然の判決を求める再度の申立て (renewed motion for judgment as a matter of law); 評決無視判決を求める申立て (motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.)
- ・再審理の申立て (motion for a new trial)

【具体的事例】

- ・過失不法行為によって被った精神的苦痛に対する損害賠償請求
原則として認められない。
しかし、州によっては、①原告が身体的損害も被っている場合、②原告が当該事故の zone of danger にいた場合、に精神的苦痛に対する損害賠償が認められる。
- ・夫とジョギングをしていたときに夫が自動車にはねられた。それを目撃した原告が夫に対する事故によってショックを受けたとして精神的損害について損害賠償を請求。
- ・原告が①身体的被害を受けたこと、又は②事故の zone of danger にいたことが訴状に書かれていない場合。
書かれている場合。
- ・原告が身体的被害を受けたこと、又は事故の zone of danger にいたことを否定する書面証拠がある場合。
- ・原告が身体的被害を受けたこと、又は事故の zone of danger にいたことを証明する証拠が非常に弱い場合。